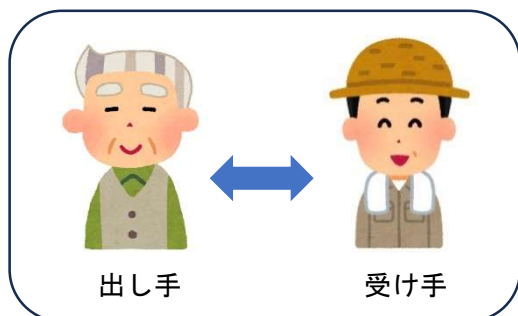


令和7年4月から

農地の貸し借りの仕組みが変わります！

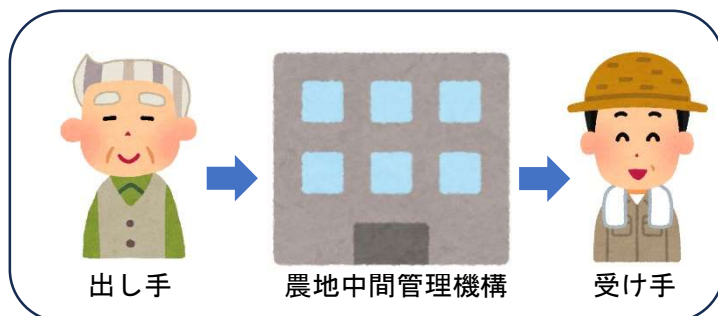
< 現 行 >

相対の貸借（利用権設定）



< 令和7年4月以降 >

「地域計画（地域の合意）」をもとに
農地中間管理機構を介した貸借

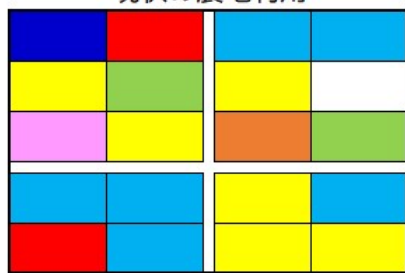


- 新たな施策として、地域での話し合いをもとに、将来の農地利用の姿を示した「地域計画」が策定されます。
- 今後の農地の貸し借りは、「地域計画」に基づき、「農地中間管理機構」を介した手続きに変わります。

「地域計画」とは

集落等の話し合いにもとづき、地域農業のあり方や
農地一筆ごとの姿を明確化した地域の将来像

現状の農地利用



それぞれの農地がバラバラに混在

将来の農地利用(目標地図)



農業者ごとにまとめて効率的に

地域での話し合い

経営規模を
縮小したい



農地を相続
したけど
管理できない



農地を
まとめて
規模拡大
したい



農業を
はじめたい



問い合わせ先

◎ 農地の貸し借りについてのご相談

農地中間管理事業・・・綾部市農政課

利用権設定・・・・綾部市農業委員会事務局

◎ 農地中間管理事業についてのご相談

京都府農地中間管理機構（京都府農業会議）

電話 0773-42-4266

電話 0773-42-4269

電話 075-417-6868

気になる疑問にお答えします



Q 農地中間管理機構とは何ですか？

A 法律に基づく農地の貸借等を行う組織で、京都府では、京都府知事の指定を受け、（一社）京都府農業会議が機構の業務を行っています。

Q 手数料はかかりますか？

A 貸借事務などに手数料はかかりません。

Q 貸した農地は戻ってきますか？

A 期間満了後は、確実に出し手に戻ります。
期間満了前でも、出し手と受け手双方の合意があれば、解約することは可能です。

Q 契約期間は何年でもよいのですか？

A 受け手の経営安定のため、5年または10年をお勧めしています。
現在の利用権設定からの乗り換え時は、初回のみ3年以上で設定可能です。

Q 現在契約中の利用権設定はどうなるのですか？

A 現在の契約が満了するまでは有効です。

Q 契約期間中に耕作できなくなった場合はどうなるのですか？

A 次の受け手がいる場合はその方に貸し付けます。1年間、次の受け手が見つからない場合は、出し手に農地をお返しすることになります。

農地中間管理事業の申請窓口

綾部市役所 農政課 電話 0773-42-4266